

新コミュニティへの挑戦

自治振興交付金の活用で地域ニーズに対応

— 市民の皆さんからの質問にお答えします —

自治振興交付金は、地域でお取り組みをいただく(仮称)自治振興会によるまちづくりへの市の財政支援です。

本紙 12月15日号でもお知らせをしましたが、その財源については、12月市議会での補正予算並びに基金条例を可決いただき、総額で1億6千万円を確保したところです。

Q1 自治振興交付金は、使い道に制限があるの？

A1 使い道は地域の皆さんでお考えください。

自治振興交付金は、基本的に地域の皆さんが住みよいまちづくり・住み続けたいまちづくりを進めるためにご自由にお使いいただけます。

これまでなら、財源を確保してからでないとい展開いただけなかったソフト事業に自治振興交付金を活用いただくことで、その時々地域のニーズにすぐ対応いただけることとなります。

自治振興交付金を活用いただくことにより、地域の皆さん自らが考えていただく夢あるまちづくりが動き始めます。

しかし、自治振興交付金の原資は市民の皆さんからお納めいただいた貴重な税金です。

有効にお使いいただくために、次のような事業など、その活用には一定の制限を設けることにしています。

●交付金を充当することができない事業の例

- *収益が個人への利益配分となる営利事業
- *宗教の教義を広め、教化育成することを主たる目的とする事業
- *政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- *特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- *公序良俗に反する活動

Q2 自治振興交付金をもらったら、地域で全てしなければならないの？

A2 市が行うべき事業は、市が責任をもって実施してまいります。

自治振興交付金を交付することで、これまで市で対応してきたことを全て地域にお願いするものではありません。

例えば道路整備や高齢者・子ども、障害者などの福祉施策、不法投棄対策など、市の施策として取り組まなければならない事業については、これまで通り、市として責任を持って実施してまいります。

自治振興交付金で考えられる事業としては、地域で高齢化が進み、独居老人の見守り支援であったり、給食サービス、子どもたちの登下校を見守る事業など、地域課題の対応や極め細かな視点から、地域の実情に合わせ、お取り組みをいただく事業などを想定しています。

市は、(仮称)自治振興会によるまちづくりを基盤に、住み良い地域づくりのため、市民の皆さんと共に考え共に行動する新しいコミュニティ社会を構築してまいりたいと考えています。

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 ☎65-0687 ☎63-4554

地域のコミュニティづくりの推進を

平成22年度 コミュニティ助成事業 ②

コミュニティ助成事業は、住民が行うコミュニティ活動の支援と宝くじの普及広報を目的として、宝くじの収益金の一部を財源として助成されるものです。
今年度助成を受けられた団体を順次紹介いたします。今後、地域内の交流をはじめ、円滑なコミュニティ活動に期待が寄せられます。

「一般コミュニティ助成」

- ◎第11区 210万円
- プラズマテレビ、テレビ台、マッサージチェア他6点
- ◎和野区 250万円
- パソコン、アンプ、マイクミキサー、会議机他13点



第11区のプラズマテレビ



和野区のワイヤレスチューナー

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 ☎65-0604 ☎63-4554

甲賀市就労支援計画(案)への意見募集

市では、「甲賀市就労支援計画」の策定を進めています。この計画は就職困難者等に対する雇用・就労施策の充実を図るものであり、計画の原案を公表して広く市民の皆さんからご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。なお、個々のご意見には直接回答しませんのでご了承ください。

●公表期間・意見募集期間 2月15日(火)～3月16日(水)

●公表方法 商工観光課および水口庁舎・各支所での閲覧、市ホームページに掲載

●意見を提出できる方 市内に在住・在勤・在学の方、または市内に事業所を有する個人および法人、その他の団体

●意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を記入し、直接提出いただくか、郵送(3月16日必着)、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

提出先・問い合わせ

商工観光課 労政係 ☎65-0710 ☎63-4087
✉koka271000@city.koka.lg.jp
〒528-8502 水口町水口6053番地



地上デジタル放送視聴のための低所得者支援を拡大

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない「NHK放送受信料全額免除世帯」に対する支援を行っています。今回、その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」を加えることとなりました。具体的には、まだ地上デジタル放送に対応できていない「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」に、簡易なチューナー(1台)を無償で給付(配送)します。

詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センター(0570-023724)へお問い合わせください。

※NHK放送受信料全額免除世帯への支援の問い合わせは、総務省 地デジチューナー支援実施センター(0570-033840)まで

問い合わせ 情報政策課 情報化推進係 ☎86-8176 ☎86-8187

日本に最も近い国・ブラジル!

Brasil, o país mais próximo do Japão!

(ブラジル、オパイス マイス プロッシモ ドジャポン!)



昨年11月、JICAボランティア理解促進調査団の一員として、現職教員特別参加制度を利用した日系社会青年ボランティアのブラジル現場視察に行ってきました。ブラジル国籍の人が近畿で一番多いのが滋賀県で、中でも甲賀・湖南・長浜各市は特に多いということ、それぞれの市と県の教育委員会担当とJICA職員の見学が参加しました。

ブラジルといえば、地球の反対側にあり昼夜も季節も日本と真逆の遠い国で、アマゾン川・コーヒ・サッカー・サンバというイメージでした。でも今は、日本に最も近い国で、最も仲良くしていきたい国というイメージが強いです。なぜならそれは、日系人をはじめとして、日本への理解と友情が最もある国の一つだと感じたからです。

甲賀市の学校では、ブラジルをはじめ多くの外国籍の子どもが共に学んでいます。さまざまな文化が交流できる反面、言語などの違いから学習面などでとまどいがあるのも事実です。しかし、もし学校の先生がポルトガ

ル語を話せたら、ブラジルの文化に理解があればと考えると、そういった課題は課題で無くなり、むしろ日本にとってもブラジルにとっても素晴らしい将来が見えてくるような気がします。



青年ボランティアとブラジルの子どもたち